

中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について

1 中野区子ども・子育て支援事業計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条で定める中野区の「子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「次世代育成支援行動計画」及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」として位置付けている。

2 国の基本指針に基づき第2期計画に記載する事項（裏面参照）

(1) 必須記載事項

- ① 計画区域の設定（現行どおり1区域とする）
- ② 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み及び提供体制の確保内容、実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み及び提供体制の確保内容、実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子育て支援の推進方策

(2) 任意記載事項

- ① 産後休業、育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- ② 都道府県が行う事業との連携方策
- ③ 職業生活と家庭生活の両立に関すること

3 国の基本指針に加えて新たに盛り込む内容

妊娠から出産期における支援策の強化等、現行の計画策定後に充実させた取組みなど

4 中野区子ども・子育て支援事業計画の計画期間

- ・第1期中間の見直し計画期間
2018年度から2019年度までの2年間（2017年度末策定）
- ・第2期計画期間
2020年度から2024年度までの5年間（2019年度末策定予定）

5 第2期計画の中間の見直し

区では、2020年度に中野区基本構想、中野区基本計画の策定を予定しているため、第2期計画の中間の見直しにおいて、内容の整合性を確保する。

<国の指針>

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号、平成30年内閣府告示第56号により変更）
（抜粋）

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - (一) 児童虐待防止対策の充実
 - (二) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (三) 障害児施策の充実等
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項